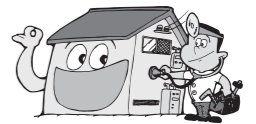


木造住宅耐震診断事業の募集を行います

この事業は、専門家による耐震診断を行い、正確な住宅の耐震性能の評価と総合判断に基づく情報提供を行うものです。



- 【対象住宅】 次の要件を満たす住宅
 - 昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の住宅
 - 枠組壁工法または丸太組工法によって建築されたもの以外のもの
- 【募集棟数】 3棟
- 【診断費用】 本人負担額三千元(1棟当たり)
- 【申し込み期限】 8月31日(火)
 - ※申し込み期間内でも募集棟数に達した場合、終了します。
- 【申し込み方法】 産業建設課にご連絡ください。申込用紙をお渡しします。

問い合わせ先：産業建設課建設水道班 山原

国民年金保険料を納めることが困難な時は

免除・納付猶予制度をご利用ください

国民年金の保険料は一万五千円(平成22年度)ですが、経済的な理由等で納付が困難な場合は、申請手続きをしていただくことにより、保険料の納付が免除または猶予される制度があり、次の3種類があります。※ただし追納しないと、保険料を納付した場合に比べ、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなります。

8月1日から父子家庭の皆さまにも児童扶養手当が支給されます

【父子家庭の支給要件】

次の条件に当てはまる子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- 父母が婚姻を解除した子ども
- 母が死亡した子ども
- 母が一定程度の障害の状態にある子ども
- 母の生死が明らかでない子ども
- その他(母が一年以上遺棄している子ども、母が一年以上拘禁されている子ども、母が婚姻にやらないで懐胎した子どもなど)

【父子家庭の方が受給するためには】

- 既に父子家庭としての支給要件に該当している方は、平成22年8月1日より前でも申請ができません。
- 平成22年7月31日までに支給条件に該当している方↓11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。
- 平成22年8月1日以降、11月30日までに支給条件に該当した方↓11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

※手当の支給は12月となります。申請に当たっては、受給資格者及び該当する子どもの戸籍謄本(抄本)や住民票が必要ですよ。

問い合わせ先：住民課福祉班 笹岡(内線112)

- (1)免除(全額免除・一部免除)
 - 本人・世帯主・配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が全額免除または一部免除となります。なお、一部免除については、一部を納付していただくことになり、それが未納になってしまった場合、免除が無効となりますので、将来の老齢年金の額に反映されませんし、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。
- (2)若年者納付猶予
 - 30歳未満の方で本人・配偶者前年度所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。
- (3)学生納付特例申請
 - 学生で本人の前年度所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

【申請時期】

- (1)、(2)は毎年7月から翌年7月、(3)は4月から翌年4月まで

問い合わせ先：住民課福祉班 笹岡(内線112)

7月から滞納整理開始

滞納整理等推進機構

大豊町、本山町、土佐町、大川村は、税務事務の共同処理を行い、税の公平性確保や事務効率化のため、「嶺北4町村滞納整理等推進機構」を4月1日に設置しました。



7月からは、機構を構成する町村の職員が、常駐する県の職員の指導を受けながら、滞納処分(財産の差し押さえ)を前提とした滞納整理を行います。厳しい経済状況の中で納期内に納税されている方が大半ですが、残念ながら納税する資力があながり納めていない方がいます。

嶺北4町村は共同して、県の支援のもとで「滞納を許さない」厳しい姿勢で取り組みます。

嶺北4町村滞納整理等推進機構 事務局

長岡郡本山町本山504
本山町中央公民館内(本山町役場南隣)
☎0887-176-4515

国民健康保険税の賦課限度額が変わります

地方税法の改正により、平成22年度から国民健康保険税の賦課限度額が変わります。

平成21年度	平成22年度から
基礎賦課分 限度額 47万円	基礎賦課分 限度額 50万円(3万増)
後期高齢者支援金分 限度額 12万円	後期高齢者支援金分 限度額 13万円(1万増)
介護分(40~64歳) 限度額 10万円	介護分(40~64歳) 限度額 10万円
合計限度額 69万円	合計限度額 73万円(4万増)

変更なし

※賦課限度額とは、高所得世帯に負担が偏りすぎないようにに設けた上限の金額のことです。

問い合わせ先：住民課税務班 笹岡

後期高齢者医療制度の平成22・23年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度では、保険料率は2年ごとに見直しされます。平成22年度は見直しの時期に当たりますので、平成22・23年度の保険料率が次のとおり改定されました。

- 被保険者均等割額 48,931円
- 所得割率 8.94%

◆保険料の計算方法

保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。

$$\text{年間保険料 (一人当たり)} = \text{被保険者均等割額 48,931円} + \text{所得割額 (総所得金額等 - 33万円) \times 8.94\%}$$

- 一人当たりの保険料の上限は50万円です。
- 総所得金額等とは総所得金額(公的年金等控除などを差し引いた額)と山林所得、土地建物の譲渡所得等の分離課税所得の合計です。

◆保険料の軽減

平成21年度の保険料の軽減措置は、平成22年度以降も継続されます。

○【被保険者均等割額の軽減】

・世帯主及び被保険者の総所得金額等(※)の合計額状況により軽減の判定をします。

軽減の割合	軽減後の均等割額	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
9割	4,893円	33万円以下 被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合
8.5割	7,339円	33万円以下
5割	24,465円	33万円+(24.5万円×世帯主以外の被保険者数)以下
2割	39,144円	33万円+(35万円×世帯の被保険者数)以下

※公的年金収入の場合、年金収入額から公的年金等控除額に15万円を加算した額を差し引いた後の額で軽減の判定をします。

○【所得割額の軽減】

・被保険者本人の総所得金額等の状況により軽減の判定をします。

軽減の割合	被保険者の所得
5割 (所得割額の1/2相当)	保険料の賦課の基となる所得金額(総所得金額等から33万円を引いた額)が58万円以下 ※年金収入のみの場合は収入額が211万円以下

○【被用者保険の被扶養者であった方の軽減】

・後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険(協会けんぽ・共済組合・船員保険など)の被扶養者(扶養家族)であった方は、被保険者均等割額が9割軽減され、所得割額は賦課されません。

(注)同一世帯の中で、被保険者や世帯主の前年中の所得が決定できていない方がいる場合、保険料軽減判定ができませんので、所得申告をお願いします。